

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第101条 (省略)</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 森林整備仕様書とは、森林整備工事の一般的な総則、各作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成 <u>(削除)</u> したものをいう。</p> <p>9～44 (省略)</p> <p>第103条 (省略)</p> <p>第104条 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>1 請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金</u>を明示すること。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第105条～第119条 (省略)</p> <p>第120条 監督員による確認及び立会等</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 請負者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式（参考資料）により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について<u>連絡</u>があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>第121条～第127条 (省略)</p> <p>第128条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、<u>令和7年</u>3月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第101条 (省略)</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 森林整備仕様書とは、森林整備工事の一般的な総則、各作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成について記載したものをいう。</p> <p>9～44 (省略)</p> <p>第103条 (省略)</p> <p>第104条 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>1 請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u>を明示すること。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第105条～第119条 (省略)</p> <p>第120条 監督員による確認及び立会等</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 請負者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式（参考資料）により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について<u>通知</u>があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>第121条～第127条 (省略)</p> <p>第128条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、<u>令和5年</u>3月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p><u>工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的</u></p>	

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>10～12 (省略)</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を次の各号のとおり作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の<u>安全教育及び安全訓練等実施全体計画</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>14～29 (省略)</p> <p>第129条～第130条 (省略)</p> <p>第131条 事故報告書</p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式 <u>(事故報告書(参考資料))</u> で指示する期日までに、提出しなければならない。</p> <p>第132条～第133条 (省略)</p> <p>第134条 交通安全管理</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(内閣府・国土交通省令第4号、令和6年7月改正)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び「道路工事保安設備設置基準」(愛知県建設部、平成30年3月)に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～15 (省略)</p> <p>第135条～第137条 (省略)</p> <p>第138条 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を<u>監督員に連絡</u>しなければならない。</p> <p>第139条 (省略)</p> <p>第140条 提出書類</p> <p>1 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式(参考資料)により次の各号の書類のうち該当のものを、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>(2) 実施工程表</p> <p>(3) 材料関係書類</p> <p>(4) 段階確認書・施工状況把握報告書</p>	<p><u>とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。</u></p> <p><u>また、工事現場のイメージアップの内容について、第106条施工計画書の第2項(12)現場作業環境の整備の事項に記載しなければならない。</u></p> <p>10～12 (省略)</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を次の各号のとおり作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の<u>月別安全訓練等実施全体計画</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>14～29 (省略)</p> <p>第129条～第130条 (省略)</p> <p>第131条 事故報告書</p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式 <u>(参考資料)(事故報告書)</u> で指示する期日までに、提出しなければならない。</p> <p>第132条～第133条 (省略)</p> <p>第134条 交通安全管理</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(内閣府・国土交通省令第1号、令和5年3月改正)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び「道路工事保安設備設置基準」(愛知県建設部、平成30年3月)に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～15 (省略)</p> <p>第135条～第137条 (省略)</p> <p>第138条 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を付した書面によって監督員に提出または施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>第139条 (省略)</p> <p>第140条 提出書類</p> <p>1 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式(参考資料)により次の各号の書類のうち該当のものを、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>(2) 実施工程表</p> <p>(3) 材料関係書類</p> <p>(4) 段階確認書・施工状況把握報告書</p>	

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>(5) 品質管理図書 (6) 出来形管理図書 (7) 工事写真 (8) 施工体系図 <u>(削除)</u> (9) その他、設計図書で提出することとした書類(各種資料(工事打合せ簿)、台帳等) 2～3 (省略)</p> <p>第141条 不可抗力による損害 1 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書 <u>(参考資料)</u> により監督員を通じて発注者に通知しなければならない。 2～3 (省略)</p> <p>第142条～第149条 (省略) 第2章～第7章 (省略)</p>	<p>(5) 品質管理図書 (6) 出来形管理図書 (7) 工事写真 (8) 施工体系図 <u>(9) 安全確保に関する書類等(検査時に提示のみで可)</u> (10) その他、設計図書で提出することとした書類(各種資料(工事打合せ簿)、台帳等) 2～3 (省略)</p> <p>第141条 不可抗力による損害 1 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書 <u>(追加)</u> により監督員を通じて発注者に通知しなければならない。 2～3 (省略)</p> <p>第142条～第149条 (省略) 第2章～第7章 (省略)</p>	